

労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

～高さ2メートル以上の作業床の端に手すり等を設けなかった疑い～

須賀川労働基準監督署（署長 齋藤 敏彦）は、本日、下記の労働安全衛生法違反被疑事件を、福島地方検察庁郡山支部に書類送検した。

記

1 被疑者

- (1) 株式会社ヨコハマ・モーターセールス
本店所在地：福島県石川郡石川町字大橋2番地16
事業内容：自動車車体・附随車製造業
- (2) 同社 代表取締役A（74歳・男性）

2 事件の概要

令和5年12月13日、株式会社ヨコハマ・モーターセールスの工場において、同社の労働者Bが消防用特種車両の車体パネルのやすり掛け作業中に、高さ2.3メートルの高所作業台から工場のコンクリート床上に墜落し、外傷性脳障害により死亡する労働災害が発生した。

代表取締役Aは、労働者Bが使用する高さ2メートル以上の作業床の端に、手すり等労働者の墜落を防止する設備を設けなかった疑い。

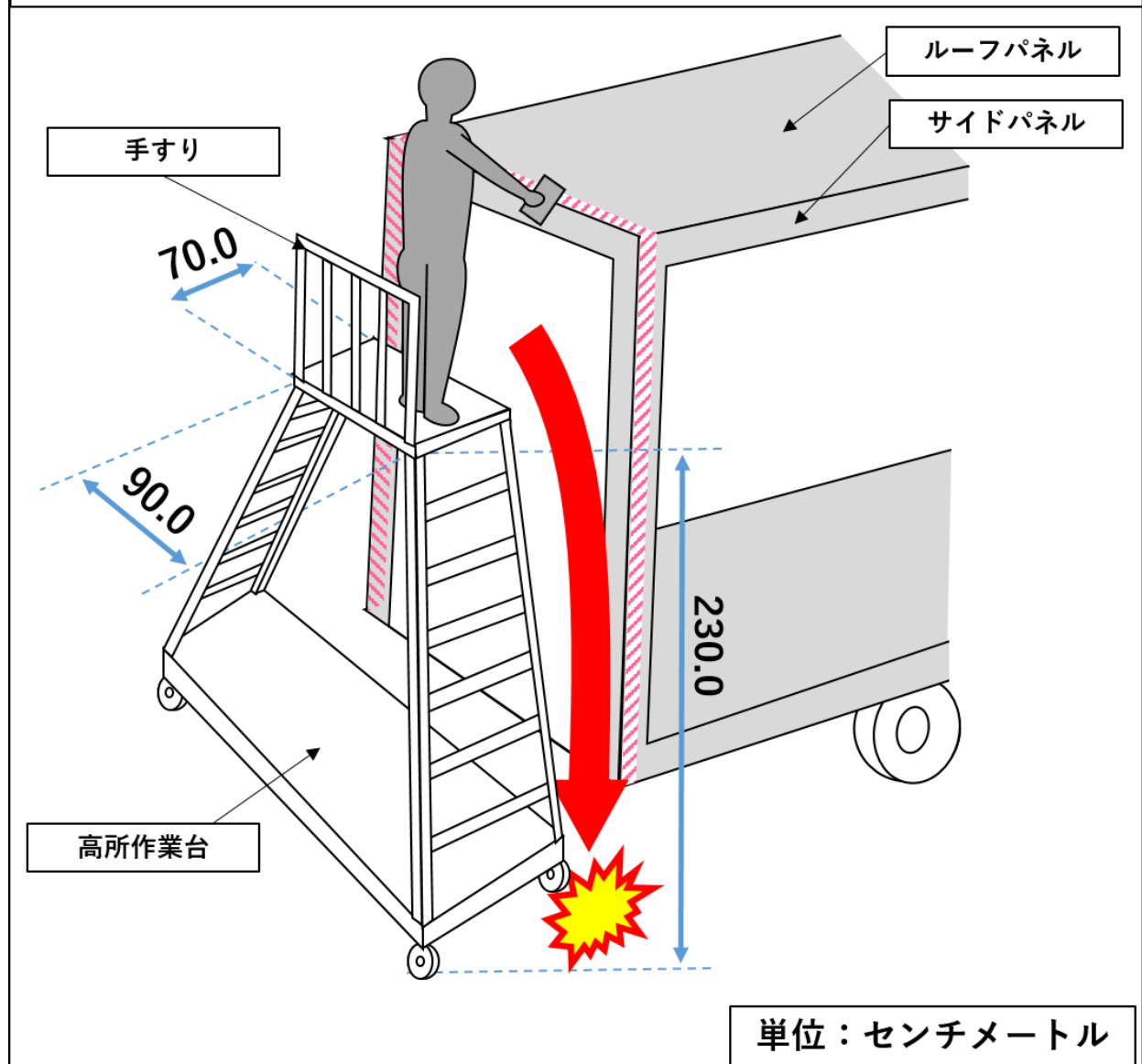
3 罪名・罰条（別紙2「関係法令」参照）

- 労働安全衛生法違反
- 同法第21条第2項
- 労働安全衛生規則第519条第1項
- 同法第119条第1号（罰則）
- 同法第122条（両罰規定）

4 参考資料

- 別紙1「災害発生状況図」
- 別紙2「関係法令」

災害発生状況（立面図）



関係法令

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

二～四 略

(両罰規定)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(作業床の設置等)

第百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。